

平成 30 年台風第 24 号 被災農業者向け支援事業の説明会について

平成 30 年台風第 24 号における暴風雨により被害を受けた農業者の皆さまが一日も早く経営再建できるように、支援事業の説明会を開催します。

1 開催日程等

- ・事前の参加申込は必要ありません。当日、直接会場へお越しください。
- ・事業の活用を希望される方は、必ず説明会へご参加ください。

月 日	開催時間・場所		対象区域
11 月 26 日 (月)	10:00～11:30	浜北区役所 3 階大会議室	浜北区・天竜区
	13:00～14:30	北区役所 3 階 32 会議室	北区引佐・細江・三ヶ日地区
	16:00～17:30	西区役所 3 階大会議室	西区和地地区
	18:00～19:30	西区役所 3 階大会議室	西区庄内地区
11 月 27 日 (火)	13:00～14:30	西区役所 3 階大会議室	西区入野・篠原・雄踏地区
	16:00～17:30	北区役所 3 階 32 会議室	北区都田・三方原・新都田地区
	18:00～19:30	JA とぴあ浜松 東中央営農センター	東区
11 月 28 日 (水)	13:00～14:30	西区役所 3 階大会議室	西区神久呂地区
	16:00～17:30	南区役所 3 階大会議室	南区
11 月 29 日 (木)	10:00～11:30	市役所本庁 32 会議室	市内全域
	18:00～19:30	JA とぴあ浜松 花き営農センター	西区伊佐見地区

※会場ごとに対象地域を振り分けましたが、それ以外のご都合の良い会場での参加も可能です。

2 対象事業

(1) 被災農業者向け経営体育成支援事業（平成 30 年台風第 24 号）

A 支援対象者

平成 30 年台風第 24 号により農業用施設等が被災した者（市の被災証明を受けていること）であって、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者

B 支援内容

農業用ハウス、農業用機械、畜舎等の復旧、修繕、施設等の撤去 等

(2) 経営体育成支援事業

A 支援対象者

浜松市人・農地プランに位置付けられた認定農業者及び認定新規就農者

B 支援内容

農業用ハウスの補強に必要な経費

(3) 産地活性化総合対策事業（平成 30 年台風第 24 号対応産地緊急支援事業）

A 支援対象者

被災農業者

B 支援内容

資材の共同購入費

問合せ先

浜松市 産業部 農業振興課 担い手支援グループ 電話 053-457-2331